

大阪府後期高齢者医療広域連合告示第29号

令和7年度の女性の職業選択に資する情報公表について次のとおり行う。

令和8年6月24日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.6%
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
事務局長	—
次長	—
課長	—
課長補佐	—
係長・主査	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

上記区分については、次の理由により該当者が存在しないため「—」で表記している。当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条に基づき、大阪府内の市町村をもって組織する団体である。職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、府内市町村から派遣されており、給与は各派遣元市町村の規定により定められているため、公表の対象外とする。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	0. 0 %

【説明欄】

当広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、府内市町村から派遣されており、各派遣元市町村との個別の協議により派遣職員を決定している。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
事務局長	0. 0 %
次長	0. 0 %
課長	0. 0 %
課長補佐	37. 5 %
係長・主査	8. 3 %

【説明欄】

当広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、府内市町村から派遣されており、各派遣元市町村との個別の協議により派遣職員を決定している。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況**1. 男女別の育児休業取得率****(1) 常勤職員**

区分	令和 7 年度
男性	100. 0 %
女性	—

(2) 会計年度任用職員・任期付職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員・ 任期付職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	100.0%	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

「—」で表記している部分は、すべて該当者が存在しなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

月	超過勤務時間
4月	14.0時間
5月	9.7時間
6月	15.1時間
7月	9.1時間
8月	10.6時間
9月	9.3時間
10月	12.4時間
11月	6.6時間
12月	7.6時間
1月	11.8時間
2月	9.3時間
3月	16.6時間
平均	11.0時間

【説明欄】

--